



TJ Prannarai Recruitment Co., Ltd.

42 Tower, Room 2102, 21st Floor, 65 Soi Sukhumvit 42, Sukhumvit Rd., Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110
E-MAIL: inter@tjprannarai.co.th URL: http://www.tjprannarai.co.th TEL: 0-2712-3199 FAX: 0-2712-3201
TAX ID: 0105544009103 (Head Office)

タイ国 法律改訂情報 Vol. 80 (2017年8月17日発行)

みなさま、こんにちは。タイ国法律改定情報 Vol. 80 は「法律と勅令の違いとは?」についてお送り致します。先日、日本語の新聞を読んでいたところ“外国人就業管理法が発布”という記事を読みました。これは“外国人就労法”と“外国人雇用法”が廃止され、新たに制定されたものです。厳密にタイ語を解釈すると“外国人就労管理 緊急勅令”でした。私たち日本人には、あまり馴染みの無い「法律」と「勅令」に違いを取上げることと致しました。

“法律”と“勅令”の違い

日本人に馴染みのない「勅令」について簡単に説明します。

法律とどのように異なるのか・・・。簡単に説明しますと制定されるまでの過程の違い、制定されるまでの費やされる時間にあります。

1. 通常法律が制定されるまでには様々なステップが存在します。制定のステップは日本の法律の制定と大体同じです。

* 勅令 (พระราชกำหนด プララーチャガムノット) :

内閣が原案作成(元々あった省令から)から最終審議まで→国王による承認→公布

* 法律 (พระราชบัญญัติ プララーチャバンヤ) :

国会にて何度も審議をされる→様々な審議を経る→国王の承認→公布

上記のような手順となります。

2. 勅令の効力は?

法律と同等の効力を持ちます。

3. なぜ法律ではなく勅令になるのか?

勅令として制定される場合、下記のことが挙げられます。

タイ国の安全と保全の利益の為、公共安全、タイ国の経済の安定、自然災害から公共を守る為に緊急を要する場合に勅令として制定されます。

※最近ですと、外国人就労管理緊急勅令（2017年6月17日制定）が例として挙げられます。長年に渡り、タイでの外国人労働者について問題が多く発生していました。現状を緊急に変える必要がある為、今回制定されました。

但し、現在タイは暫定政府で軍事政権の為、国会が存在しません。すなわち、軍事政権下における法律の制定は全て勅令として制定されることとなります。

上記のことを図解にしますと以下の通りとなります。

	国会承認	制定までの時間	効力
法律	あり	長い	—
勅令	なし	短い	法律と同等

今回は、法律と勅令の違いについてお送りしました。

~~~~~

**【お断り】**

1. 各種ご相談は有料で回答致します。個別でのご質問にはお答え致しかねます。

以上、ご了承の程お願い申し上げます。

**【無料購読のお申し込み】**

TJ Prannarai Communication Co., Ltd. (前田 千文)

TEL: 0-2712-3199 E-mail: [jpntrans@tjprannarai.co.th](mailto:jpntrans@tjprannarai.co.th)

HP: <http://tjprannarai.co.th/jp/home.html>

過去のバックナンバーは無料でダウンロードが可能です。↓

<http://tjprannarai.co.th/jp/consulting/information.html>

タイ国法律改定情報は毎月第3木曜日に発行しております。

次回は、2017年9月21日(木)です

## 【お知らせ1】

### 勉強会：タイ国労働法を学ぶ(全3回)

労働法勉強会の後期日程のお知らせです。

タイ国労働関連法規のセミナーで全3コースの3回目の講義です。

3回の講義により、タイの労働法を体系的に学ぶ事が可能です。またタイと日本の法律の違い、法解釈、法律と実務の矛盾などもご紹介していきます。

2017年度の後期日程は以下の通りです。

1回目：10月12日(木)「就業規則を見直そう～労働法の基礎を学ぶ」

2回目：11月9日(木)「労使間の契約書と労使紛争」

3回目：12月7日(木)「解雇～事例・判例」



本コースにご興味がある方は、  
下記までお問い合わせ下さい。

主催・泰日経済技術振興協会まで  
お問い合わせ下さい。

研修担当：笹嶋 様 (Ms. Sasajima)

メール：[japanese.course@tpa.or.th](mailto:japanese.course@tpa.or.th)

Tel: +66-2717-3000～3029 ext.754

~~~~~

【お知らせ2】

エッセイがダウンロードできるようになりました

ご好評頂いている「エッセイ」が、タイ語・日本語の2言語でダウンロードできるようになりました。

TJP サービスのご案内

★通訳者派遣

半日から対応が可能です。日本語能力検定N1の経験者が対応いたします。

商談、訴訟、技術研修、会計監査、M&Aなど難易度が高い案件の対応可能です。

★翻訳

日本語・タイ語・英語の相互翻訳を行っております。

契約書、覚書、法規関連文書からマニュアルや仕様書まで多岐に渡ります。

翻訳経験 10 年以上のベテラン翻訳者など、スペシャリストが対応いたします。

★各種デザイン

書籍やマニュアル、印刷物のレイアウト作成。カタログのデザイン、ポスター作成
リーフレット、ハンドアウト(配布用資料)のデザイン など

★各種ご相談

法律関連のご相談は有料となっております。相談料は 1 案件 5,000THB～となっております。

★定型フォーマットのご紹介

お客様からの「フォーマットを作って欲しい」というお声から生まれました。

社内で頻繁に使用される定型フォーマットを販売しております。

日本語・タイ語のセットで 1,500THB です。

「雇用契約書」「警告書」「退職届」「解雇通知書」「給与証明」など

9 種類のフォーマットをそろえております。

<http://www.tjprannarai.co.th/jp/consulting/index.html>

【お問い合わせ・無料購読のお申し込み】

TJ Prannarai Communication Co., Ltd. (前田 千文)

TEL: 0-2712-3199 E-mail: jpntrans@tjprannarai.co.th

HP: <http://www.tjprannarai.co.th/jp/index.html>